

安全運転管理者選任事業所での アルコールチェックが義務化！



令和4年4月1日から安全運転管理者の業務に
**運転者の
酒気帯びの有無の確認と
記録の保存
が追記されます！**

令和4年4月1日施行

- 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。
(道路交通法施行規則第9条の10第6号関係)
- 上記の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。
(道路交通法施行規則第9条の10第7号関係)

令和4年10月1日施行

- 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。)を用いて確認を行うこと。

(道路交通法施行規則第9条の10第6号関係)

- 上記の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

(道路交通法施行規則第9条の10第7号関係)

令和4年10月1日からは
**アルコール検知器の使用が
義務化！**

※施行規則第9条の10第5号にあった“飲酒”に関わる内容が、新たに施行規則第9条の10第6号・第7号として、より詳細に定められることとなりました。

宮城県安全運転管理者事業主会連合会
一般社団法人宮城県安全運転管理者協会

Q1 何をすればいいのか わかりやすく教えて

●令和4年4月1日から

運転前後（出退勤時）に運転者が酒気を帯びていないか目視等で確認し、その内容を記録して1年間保存しなければなりません。

●令和4年10月1日から

運転前後（出退勤時）に運転者が酒気を帯びていないか、目視等にくわえてアルコール検知器を使用して確認し、その内容を記録して1年間保存しなければなりません。

さらに、検知器が故障や劣化により正常な測定結果が得られないことのないように、使用期限や回数を厳守し、必要に応じてメンテナンスや買い替えを行う必要があります。

※アルコールチェックの測定結果を記録できる帳票（例）を、URL・コードからダウンロードできます。

<https://www.kigyo-ko.co.jp/alcoholkiroku.pdf>



Q3 どんな 検知器を 使えばいいの？

アルコール検知器は、大きく分けて「携行できるタイプ」と「据え置きタイプ」の2種類があります。

「携行できるタイプ」は、小型・軽量のため、事業所の外に持ち運んで使用することができます。

「据え置きタイプ」は、測定結果を自動的に記録するなど様々な機能を備えています。事業所の実態に合うものを選びましょう。

また、アルコール検知器協議会が認定している製品を選ぶことで、より安心して使用することができます。

アルコール検知器協議会のホームページから認定製品をチェックしよう➡

アルコール検知器協議会 認定 <https://j-bac.org/>



Q2 アルコールチェックを しないとどうなる？

安全運転管理者等が規定のアルコールチェック等を実施していないことが判明し、自動車の安全な運転が確保されていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して、安全運転管理者等の解任を命ぜられことがあります。

安全運転管理者等が突然解任されると、後任の任命や引き継ぎなどの業務が発生し、安全教育や業務体制にも影響を及ぼします。

また、アルコールチェックを実施せずに運転者が飲酒運転をした場合には、事業所の評判が著しく低下することはもちろん、万が一事故を起こした場合の社会的な責任は計り知れません。

適切なアルコールチェックを実施し、事業所から飲酒運転を根絶しましょう。

Q4 対面での 確認が 難しい場合は？

アルコールチェックはあくまで対面が原則ですが、たとえば運転者が直行直帰する場合など、対面での確認が困難な場合はこれに準ずる方法、たとえば、運転者にアルコール検知器を持たせたうえで、

- ①ビデオ通話などで、運転者の顔色や声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を確認する
 - ②電話等により、運転者の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる
- といった方法での確認が認められています。

また、安全運転管理者が不在の場合に備え、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者を任命しておき、確実にアルコールチェックを行える体制を構築しておきましょう。